

事業名	小型除雪機貸出事業
事業の概要	<p>社協では、無償で小型除雪機を貸出し、要援護者の除雪を行う。町内会役員及び会員の高齢化に伴い、除雪の担い手が不足してきており、手作業による除雪と併せて除雪機による効率的な除雪を行い、地域住民の除雪作業の労苦の軽減を図るものである。</p> <p>小型除雪機（七飯町で購入） 初年度 6 台程度 その後 3 年間で 18 台程度 計 24 台程度</p>
事業期間	平成 23 年度～
事業の実施要綱	別紙参照
利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内会、ボランティア団体等。（個人には貸出しません）</li> <li>・ 貸出は 5 日間以内までとします。（その後予約がない場合は延長も可能です）</li> <li>・ 除雪機を取りにこられる方。（軽トラック等）</li> <li>・ 燃料は、各自で負担いただきます。（満タン返し）</li> </ul>
課 題	<p>保管場所 4 年間で最大 24 台程度（保管スペースの確保）</p> <p>燃料費 利用者負担（支え合い事業の中で承認できるか）</p> <p>補償関係 利用者で対応できるか（ボランティア活動保険）</p> <p>整備関係 修理・点検・維持の財源（七飯町で対応）</p> <p>周知方法 町内会・ボランティア団体へお知らせ</p>

### 小型除雪機貸出事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、高齢者及び障がい者等の玄関先から公道までの除排雪を行う団体に、小型除雪機（以下「除雪機」という。）を貸出し、冬期間における交通の確保及び生活環境の向上を図ることを目的とする。

(貸出対象者)

第2条 除雪機の貸出対象者は、次に掲げる団体とする。

- (1) 町内会
- (2) ボランティア団体
- (3) その他会長が認めた団体

(貸出期間)

第3条 除雪機の貸出期間は11月1日から翌年3月31日までとする。

(申 請)

第4条 除雪機の貸出しを受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、小型除雪機借用申請書を会長に提出しなければならない。

(貸出決定)

第5条 会長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審議し、除雪機の貸出しの可否を決定するものとする。

- 2 会長は、前項の規定による申請があった場合において、必要な指示又は条件を付すことができる。
- 3 会長は、第1項の規定により除雪機の貸出しの可否を決定したときは、七飯町社会福祉協議会小型除雪機貸出決定通知書（様式第2号）又は七飯町社会福祉協議会小型除雪機貸出不承認通知書（様式第3号）により当該貸出申請を行った団体に通知するものとする。

(貸出要件)

第6条 除雪機の貸出条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 除雪機の貸出しを受けた団体（以下「借受団体」という。）は、除雪機を他に転貸しないこと。
- (2) 借受団体は、除雪機を安全に使用するとともに、盗難等を防止するため適正な管理を行う。
- (3) 借受団体は、貸出日の前日までに道町連共済の加入と、除雪機の運転に従事する者については、ボランティア活動保険に加入しなければならない。
- (4) 借受団体は、排除雪に当たった運転者等の記録を、除雪機運転日報（別紙）に記入すること。

(貸出料)

第7条 除雪機の貸出料は無料とする。ただし、貸出しを受けた除雪機の使用にかかる燃料代、共済及び保険料は、借受団体の負担とする。

(忘失、損傷及び故障)

第8条 借受団体は、除雪機を亡失したとき、又は除雪機が損傷若しくは故障したときは、直ちにその状況を会長に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 借受団体は、前項の亡失、損傷若しくは故障が自らの責めに帰すべき理由によるときは、自己負担においてこれを補てんし、又は修理しなければならない。

(貸出中止)

第9条 会長は、借受団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その貸出期間にかかわらず、除雪機の貸出しを中止し、返却させることができる。

- (1) この要綱又は貸出決定の条件に違反したとき
- (2) その他除雪機の管理上必要があるとき

(返却)

第10条 借受団体は、貸出期間を満了したときは、除雪機の異常の有無を確認し、燃料を満タンにしたうえで、除雪機運転日報（様式第4号）及び実績報告書（様式第5号）を添えて、会長に除雪機を返却しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、除雪機の貸出しに関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要綱は、平成23年9月14日から施行する。

(申請様式)

# 小型除雪機借用申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人  
七飯町社会福祉協議会  
会長 大竹幸次郎 殿

町内会名 \_\_\_\_\_

(申請者) 代表者名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

(緊急連絡先) 責任者 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

七飯町社会福祉協議会小型除雪機の借入について、下記のとおり申請いたします。

## 【町内会概要】

町内会世帯数	要援護者世帯	活動者数
世帯	世帯	人

## 【これまでの除雪概要】

## 【小型除雪機借用による効果】

【希望小型除雪機種類】  ロータリー式  ブレード式

平成 年 月 日

様

社会福祉法人  
七飯町社会福祉協議会  
会長 大竹幸次郎

### 七飯町社会福祉協議会 小型除雪機貸出決定通知書

先に申請のありました除雪機の貸出しにつきましては、次のとおり貸し出すことと決定しましたので通知します。

貸出期間	年 月 日 ( )から 年 月 日 ( )まで
貸出台数	台
貸出場所及び返却場所	七飯町地域センター内 社会福祉法人七飯町社会福祉協議会 ※ 受付時間は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。
貸出条件等	(1) 除雪機を転貸しないこと。 (2) 除雪機を安全に使用するとともに、盗難等を防止するため適正な管理を行うこと。 (3) 使用者は、道町連共済及びボランティア保険に加入すること。 (4) 除雪機運転日報を作成すること。 (5) 貸出しを受けた目的以外に除雪機を使用しないこと。 (6) 貸出期間が満了したときは、除雪機の有無を確認し、燃料を満タンにしたうえで、小型除雪機使用報告書を提出すること。 (7) 除雪機をき損し、又は滅失したときは、直ちに会長に報告すること。 (8) 借受人の責めに帰すべき理由により除雪機をき損し、又は滅失したときは、会長の指示するところに従い、借受人の負担においてこれを補修し、又は損害を賠償しなければならないこと。

平成 年 月 日

\_\_\_\_\_様

社会福祉法人  
七飯町社会福祉協議会  
会長 大竹幸次郎 印

七飯町社会福祉協議会 小型除雪機貸出不承認決定通知書

先に申請のありました除雪機の貸出しにつきまして、厳正に審査した結果、今回貸し出さない  
ことと決定しましたので通知します。



平成 年 月 日

### 七飯町社会福祉協議会小型除雪機使用報告書

社会福祉法人  
七飯町社会福祉協議会  
会長 大竹幸次郎 様

貸出しを受けました除雪機の返却に当たり、その使用状況を次のとおり報告します。

借受団体名				
団体の 代表者	氏名	印	電話番号	
	住所			
除雪機を運転した日数	日	除雪した総回数	回	
除雪を行った世帯		世帯主名	除雪回数	特筆事項(特になければ記入しないで下さい。)
	1		回	
	2		回	
	3		回	
	4		回	
	5		回	
	6		回	
	7		回	
	8		回	
	9		回	
	10		回	
	11		回	
	12		回	
	13		回	
	14		回	
15		回		

事務局長	次長	課長	係長	合 議	係

## 小型除雪機借用申込書

平成 年 月 日

七飯町社会福祉協議会  
会長 大竹 幸次郎 様

団 体 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

責 任 者 名(緊急連絡先) \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

次のとおり借用について申込みます。  
(除雪作業実施内容)

項 目	内 容
使用目的	
借用期間	平成 年 月 日( )から平成 年 月 日( )まで
除雪箇所	
除雪機 運転者氏名	

※この欄には 記入しないでください。	除雪機 NO	受付者名	受付 NO
	貸受時間 月 日 時 分		返却時間 月 日 時 分
	整備           有       無		燃料 満タン   有       無